

地方自治法第199条第12項の規定により平成29年度定期監査の結果に対する措置状況について次のとおり公表する。

多久市監査委員 眞木 國男  
多久市監査委員 角田 一彦

監査の対象	財政課	
指摘を受けた監査結果	平成29年11月27日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項</p> <p>・市庁舎のトイレ芳香剤レンタル契約については、平成27年4月1日に随意契約によって行われており、その後は、契約書に記載された「契約期間満了に際し、双方より特段の意思表示なき場合は、同一条件をもって1年間、自動更新するものとし以後も同様とします。」を根拠に同一内容での契約が自動更新でなされている。自動更新での契約は、第三者の参入を妨げるものであるため、契約方法を変更されたい。</p>	<p>平成30年度より、過去の契約内容及び期間等を精査し、入札により長期継続契約と改めます。</p>

監 査 の 対 象	選挙管理委員会事務局	
指摘を受けた監査結果	平成29年11月27日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年9月執行多久市長選挙委託契約綴</li> </ul> <p>ポスター掲示場設置、管理及び撤去業務に関する業務委託契約を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し随意契約をされているが、同規定の対象理由になっていない。入札に付すべき事案である。</p>	<p>今後任期満了による選挙においては、入札により委託業者を決定するよう改善を行いたい。</p>

監 査 の 対 象	都市計画課	
指摘を受けた監査結果	平成29年12月27日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
	<p>○注意を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>契約関係において、債務負担行為の手続きを行わないまま平成25年6月1日から72か月のリース契約を締結しているものがあつた。長期継続契約を締結するなどの検討をされたい。</li> </ul> <p>また、遅延損害金（遅延利息）の割合が年14.6%となっているが、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する遅延利息の率（2.7%）と整合していない。この規定は、地方公共団体のなす契約に準用することとされているため、修正について契約相手方と協議を行われたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約相手である三菱電機クレジット㈱と協議を行ったところ、本リース契約について契約内容の変更及び契約解除後の再契約等の手続きを行うためには、一旦契約残期間のリース料金を精算しなければならないとの事から、本契約については契約期間末日の平成31年5月31日まで遂行する事とします。</li> </ul> <p>なお、次契約につきましては、ご指導頂いた事を踏まえ、多久市の契約要綱に基づき契約事務手続きを行います。</p>

監 査 の 対 象	水道課	
指摘を受けた監査結果	平成29年10月26日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
○注意を求める事項 水道法に基づく水質検査業務委託は随意契約ではなく、入札によるべきである。		水質検査業務について、平成30年度当初予算において、予算科目を手数料から委託料に変更し、入札による業者決定をすることとしました。

監 査 の 対 象	地域包括支援課	
指摘を受けた監査結果	平成30年3月7日 監査結果報告書	
	監査の結果	措置状況
○注意を求める事項 ・課長公印が備品登録されていないので、速やかに登録されたい。		・平成30年3月8日総務課から管理換し受領しました。

監 査 の 対 象	総務課	
指摘を受けた監査結果	平成29年11月27日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約          決裁のない委託契約がある。契約を行う場合は起案し決裁を受けられたい。</li>   <li>・水防手当          各種手当の支給については、多久市職員給与条例に基づき支出されているが、水防手当を支出される根拠が不明確であるので、対処されたい。</li>   <li>・掲示場への掲示          条例の公布をはじめ規則や規程の公表及びその他市の機関で定める規則や規程で公表を要するものについては、多久市公告式条例に基づいて行われているが、掲示場所については、多久市役所でのみ掲示されている。多久市公告式条例においては、多久市役所の他に東多久公民館、南多久公民館、多久公民館及び西多久公民館でも掲示することとされているので対処されたい。</li> </ul>	<p>○指摘事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・起案を行い決裁を受けた。</li>   <li>・平成30年度より水防手当は職員手当(時間外手当)として予算化を行い支給するよう改定した。</li>   <li>・掲示場への掲示については、平成30年3月議会において、多久市公告式条例の一部の改正を行い、多久市役所の掲示場のみとすることに変更した。</li> </ul>	

監 査 の 対 象	税務課	
指摘を受けた監査結果	平成29年10月26日 監査結果報告書	
監査の結果	措置状況	
<p>○注意を求める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付要求について</li> </ul> <p>破産手続開始通知により、破産者に係る滞納税金について破産管財人に対し交付要求を行ってあるが、一部に破産債権届出期間を経過後に納期未到来分についての納期限変更手続きを行い、その後交付要求を行ったものがあった。</p> <p>交付要求書については、定められた破産債権届出期間内に提出されたい。</p>	<p>交付要求をする場合、納期未到来分の納期限変更手続きを行い破産債権届出期間内に交付要求書を提出しております。</p> <p>今後は、破産債権届出期間内に提出するよう係内のチェックを徹底します。</p>	